



シュローダー・インベストメント・マネジメントがデジタルガレージ<4819>株式の変更報告書を提出（買い増し）



東証1部のデジタルガレージ<4819>について、シュローダー・インベストメント・マネジメントが5月11日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「株券等保有割合が1%以上増加したこと」によるもの。

報告書によると、シュローダー・インベストメント・マネジメントのデジタルガレージ株式保有比率は、7.71%と1.10%買い増した。

報告義務発生日は、2020年4月30日。